

# 八潮市立潮止小学校 いじめゼロ基本方針

平成27年9月  
八潮市立潮止小学校

## 「八潮市立潮止小学校いじめゼロ基本方針」

平成27年9月18日『八潮市みんなでいじめをなくすための条例』が制定されました。前文には、条例の目的や考えが示されており、この条例を踏まえ、八潮市立潮止小学校いじめ防止対策基本方針を策定します。

### 八潮市みんなでいじめをなくすための条例（前文）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である。

子どもの心身を傷つけ、人権を侵害することとなるいじめは、どのような理由があろうと絶対に許すことのできない卑劣な行為であり、それぞれの子どもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境を整備することは、全ての者に求められる喫緊の課題である。

本市では、子どもたちが尊い命を大切にし、友達や周囲の人に対する思いやりの心を持ち続けることを誓う「八潮市子ども憲章」を定めるとともに、学校においては、いじめを「うまない、見のがさない、ゆるさない」との強い意志に基づき、「いじめ撲滅3原則」を掲げ、子どもたちが自ら学び、取り組むよう訴えてきた。

いじめは、子ども同士のささいなトラブルに起因して発生し、大人の目の届かないところで行われるなど、どの子どもにも、どの学校にも関係するととも身近で、重要な問題であるとの認識に立たなければならない。

ここに、私たちは、いじめをなくすためには、いじめを行わない子どもを育てることが最も大切であるとの考えの下、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現するため、この条例を制定する。

### 1 条例の基本理念（第3条）

- 1 みんなでいじめをなくすためには、いじめが全ての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、いじめを行なわない子どもを育てなければならない。
- 2 みんなでいじめをなくすためには、子ども、市、市立学校、保護者、市民及び事業者がそれぞれの責務及び役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。

### 2 いじめの定義（条例2条）

「いじめ」とは、子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

## 具体的ないじめの様態例（国の定めたいじめ対策による基本的な方針より）

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- 金品をたかられたりする
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### 3 子どもの役割（第4条）

1 子どもは、いじめについて、互いに考え、共に学び合い、いじめを正しく理解するよう努めるものとする。

（方針）

- いじめとは、何かを理解し、いじめを行ないません。
- いじめについて、日頃から考えます。

2 子どもは、互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない明るい学校生活を送るよう努めるものとする。

（方針）

- 相手のことを考え、優しくし、仲よくする。
- 一人一人が違っていいことを理解します。

3 子どもは、いじめを傍観せず、いじめを受けている子どもの立場に立って行動するよう努めるものとする。

（方針）

- いじめを見たら、その場で行為をやめさせ、いじめられている子の気持ちにより沿ったり、相談したりする。
- いじめを見ていることもいじめになることを理解する。

4 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友達又は関係機関等に相談するものとする。

（方針）

- 一人で悩まずに必ず相談する。
- 自分のまわりは、多くの人が見守っていることを日頃から伝える。

#### 4 市立学校の責務（第6条）

1 市立学校は、子ども及びその保護者に対し、いじめの防止等について、正しく理解させる教育活動等を実施しなければならない。

（方針）

→ いじめについての授業等を行う。

→ 保護者とともがいじめについて考える時間を設ける。

2 市立学校は、子どもがいじめに関する問題等を安心して相談できる環境を提供しなければならない。

（方針）

→ 相談室や保健室を活用する。

→ いつでも子どもと話ができる環境を作る。

3 市立学校は、市、子どもの保護者、市民、事業者及び関係機関等と連携を図り、協力して、いじめの防止等に取り組まなければならない。

（方針）

→ 相談体制を構築する。

→ 校内はもとより専門機関との連携を日頃から進める。

4 市立学校は、学校いじめ基本方針を定めるとともに、必要に応じてこれを見直さなければならない。

（方針）

→ いじめの防止等の取組や年間計画の見直しを行う。

→ 具体的な取組について研修を行う。

5 市立学校は、校内におけるいじめの防止等に関する情報を共有するとともに、協力体制を構築しなければならない。

◎ 第6条第5項に対しての学校におけるいじめの防止等の対策のための組織・会議等  
<方針>

(1) いじめ防止対策委員会（条例第10条第1項第3号）

①内 容（いじめ防止等の対策のため委員会を設置。児童の状況の確認やいじめ防止等の取組を計画する。）

②構成メンバー（校長・教頭・教務・生徒指導主任・教育相談教育心理主任・生徒指導部員・養護教諭）

③開催頻度（定例：毎月1回）

(2) 生徒指導部会

①内 容（児童の生活や行動についての現状の情報交換や生徒指導に関わる取組を計画し実践する。）

②構成メンバー（校長・教頭・教務・生徒指導主任・生徒指導部員・養護教諭）

③開催頻度（定例：毎月1回。臨時：適宜）

(3) 学年主任会

①内 容 (各学年での生徒指導に係る問題点を挙げ、対策を講じる。また、情報を共有して共通理解をする。)

②構成メンバー (校長・教頭・教務・学年主任)

③開 催 頻 度 (定例：隔月1回。臨時：随時)

(4) 職員会議等での情報交換及び共通理解

①内 容 (生徒指導に係る問題点があった際、情報を共有して共通理解をする。)

②開 催 頻 度 (定例)

(5) 校内研修会

①内 容 (いじめの防止・児童理解等研修)

②開 催 頻 度 (年間2回 。必要に応じて)

5 市立学校におけるいじめの未然防止及びいじめの早期発見のための対策 (第10条)

(1) いじめの未然防止のための取組

(いじめの未然防止)

- 1 子どもを対象とした道徳教育、体験活動等の充実を図る。
- 2 子どもの保護者及び市民と連携して、いじめの防止に関する活動を実施する。
- 3 いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうため、校内委員会を設置する。

<方針>

○ 道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・「共生」のあり方について考える道徳の授業を行なう。

○ 体験活動の充実

- ・林間学校や修学旅行など、寝食をともにした生活を充実させる。
- ・地域の清掃活動等をとおして社会奉仕に努める。
- ・地域の高齢者福祉施設訪問等をとおして交流体験活動に努める。
- ・飼育栽培活動を充実させて心を豊かにする。

○ 定期的なアンケートの実施

- ・学期に1回、児童生徒にいじめアンケートを実施し、児童生徒の状況を把握し、いじめの未然防止に努める。
- ・学校教育目標「心の美しい子」の実現に向け、「しおどめの子3つの取組」の一つである「自分がされていやなことはしません」の意識化・行動化の調査を毎月行い、いじめ撲滅に努める。

○ コミュニケーション活動を活かした特別活動の充実

- ・児童会活動による自己肯定感を高めるたてわりの集会の実施をする。
- ・児童会主催のいじめ撲滅集会を行い、子供たち中心にいじめに対する態度を育

成し、いじめのない人間関係を構築する。

- 児童生徒の出欠席の確認
  - ・児童の欠席や遅刻の様子を把握し、未然防止に努める。
  - ・細めな電話連絡や家庭訪問などで連携を図る。
- 保護者や地域への働きかけ
  - ・授業参観や保護者会、学校ホームページ、学校便り等による広報活動を行い、いじめ防止対策についての啓発をおこなう。
  - ・家庭訪問や個人面談等で児童の様子を共有する。
  - ・PTA理事会や地区懇談会等において、いじめの実態や指導方針などを提供し、意見交換の場を設ける。

## (2) いじめの早期発見のための取組

(いじめの早期発見)

- 1 市、子どもの保護者、市民及び関係機関等と連携して、いじめに関する必要な体制を整備する。
- 2 子ども及びその保護者に、積極的にいじめに関する相談の機会を提供する。
- 3 教職員に、いじめに関する相談体制を整備するとともに、研修の機会を提供する。

### <方針>

- 日記や連絡帳、生活ノートの活用
  - ・日記や生活ノートの活用によって、担任と児童生徒・保護者は日ごろから連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
  - ・児童生徒の何気ないつぶやき等より、人間関係や日常生活などの悩みなどを早期に発見する。
  - ・気になる内容には、教育相談や家庭訪問などを行い、迅速に対応する。
- 児童、保護者アンケート
  - ・アンケートはいじめ発見の手立ての一つである。実態にあわせ、年に3回実施し、実態の早期発見に努める。
- 日々の観察
  - ・教職員が、児童とともに過ごす機会を積極的に設けすことを心がけ、いじめの早期発見を図る。
  - ・いじめ早期発見チェックリストを活用する。
  - ・いじめの相談の窓口（校内相談室など）があることを知らせ、相談しやすい環境をつくる。
- 観察の視点
  - ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
  - ・児童の思いをくみとれる日常の会話を大切にする。

○相談体制の整備、校内研修の充実を図る。

- ・児童理解を始めとして共通認識をもち共通理解、共通行動を取る。

## 6 いじめへの初期対応（第13条）

（いじめへの初期対応）

- 1 いじめを受けた子ども及びいじめを知らせた子どもの安全を確保するとともに、いじめを行なった子どもに適切な指導をすること
- 2 いじめに関して必要な情報を収集し、及び教育委員会に報告し、いじめを受けた子ども及びその保護者並びにいじめを行なった子ども及びその保護者に対し、それぞれの子どもが健全に成長することができるよう、必要な措置を講ずること
- 3 いじめを受けた子どもが安心して学習できるよう、必要な措置を講ずること

<方針>

### ○ 正確な実態把握

- ・いじめと疑われる行動を発見した場合は、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に話を聞く。
- ・いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、組織で対応する。また、場合によっては、関係諸機関との連携を図る。

### ○ いじめられた児童生徒または保護者への支援

- ・いじめられた児童の保護に努める。また、その日のうちに、保護者へも連絡をし、心配や不安を取り除く。
- ・いじめられた児童が安心して学校生活を送れる体制を作る。
- ・教育相談等を活用し、児童の心のケアに努める。

### ○ いじめた児童生徒への指導又は助言

- ・対応は、複数の教職員で対応し事実確認をする。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみと悲しみに思いを寄せる指導を十分に行なうとともに「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・いじめた側の保護者へは、事実を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携をして以後の対応を適切に行なっていく。

## 7 インターネットを通じて行なわれるいじめへの対策（第11条）

（インターネットのいじめの対策）

- 1 市立学校は、子どもを対象とした情報を収集し、適切な措置を講じなければならない。
- 2 市立学校は、子ども及びその保護者に、情報モラルに関する教育の充実及び啓発の推進を図らなければならない。
- 3 市は、全項2項の対策を支援しなければならない。
- 4 保護者は、その保護する子どもに対し、インターネットの利用に関して、家庭での取決めを行う等の適切な措置を講ずるものとする。

<方針>

- ・保護者と情報を共有して保護者同意の下、対策を講じる。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察に通報する。
- ・学校は、情報モラル教育を行い、児童にネットいじめに対する知識を理解させる。
- ・学校は、日頃より保護者に対しても情報モラルの啓発に努める。

## 8 八潮市小中一貫教育でのいじめ防止等の取組（第12条）

（小中一貫教育におけるいじめへの対策）

市立学校は、小学校入学から中学校卒業までの期間において行う小中一貫教育を行なう上で、関係する市立学校間において効果的に情報を共有するなど、その特性を生かしたいじめの防止等に取り組まなければならない。

<方針>

八潮市立八潮中学校ブロックで、次のことを行う。

### （1）教職員間での情報の共有

定期的に職員の交流を図ったり（授業公開、授業交流）情報の共有（合同研修会）を行なったりし、いじめの防止等に取り組めます。

- ・授業公開（年2回）
- ・授業交流（年1回以上）

### （2）児童生徒の交流活動

児童生徒の交流（あいさつ運動、授業交流）等を行い、いじめのない明るく、楽しい学校生活を送れるようにする。

- ・あいさつ運動（毎月1回）
- ・合同集会 等



## 9 重大事態（第15条）

（重大事態の対処）

- 1 市立学校は、校内対策委員会による調査を行なうとともに、当該重大事態が発生した旨を教育委員会を經由して、直ちに市長に報告すること。

（※資料3 フロー図参照）

### （1）重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（いじめ防止対策推進法第28条）

### （2）重大事態への学校の取組方針

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 当該事案について、いじめ防止対策委員会にて、調査を行なう。また、教育委員会のいじめ対策委員会と連携して調査も行なっていく。
- ③ 上記調査について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

# 10 いじめ問題への組織的対応図

